

# 札幌の都市づくりのあゆみ

## 札幌市の概況

平成 29 年 10 月 1 日現在

人口	: 1,962,918 人 (政令市で 4 番目)
市域面積	: 1,121.26 km <sup>2</sup> (政令市で 3 番目)
都市計画区域	: 567.95 km <sup>2</sup>
市街化区域	: 250.17 km <sup>2</sup>
市街化調整区域	: 317.78 km <sup>2</sup>
距離	: 東西 42.30 km 南北 45.40 km

## 都市づくりのあゆみ

### ● 開拓期

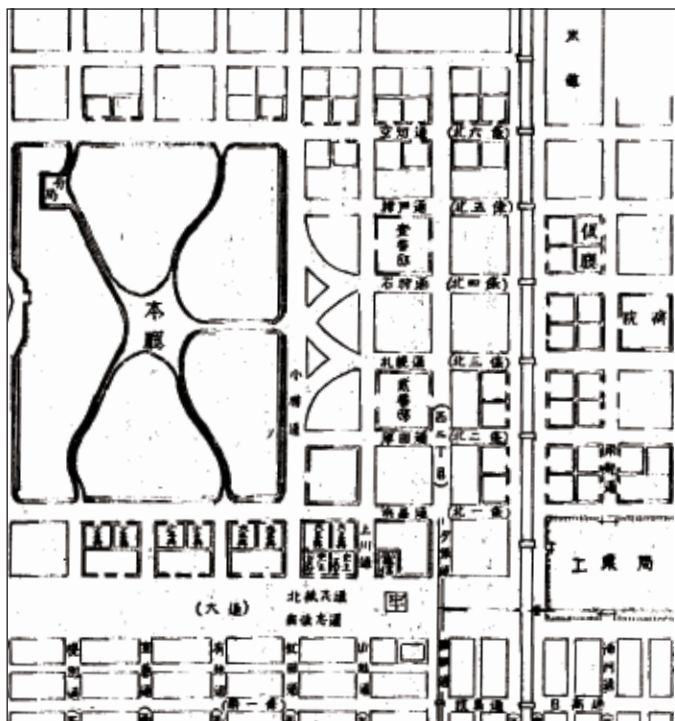
明治 2 年 (1869 年)、初代開拓判官の島義勇らが中心となって開拓使本府建設の準備に着手し、市街地の区画割りや幹線道路の造成、庁舎とその付属施設の建築などが進められ、市街地の骨格が形成されました。当時の市街地整備は、格子状の区画を基本に行われ、現在の都心部の原型となっています。

### ● 市政施行と旧都市計画法の適用

明治 32 年 (1899 年)、札幌は自治体「札幌区」へ移行しました。移行時の人口は約 4 万人でしたが、その後の隣接町村との境界変更による区域拡大、日露戦争 (明治 37 年 (1904 年) ~ 38 年 (1905 年)) の軍需好況による企業成長や北海道博覧会の開催 (大正 7 年 (1918 年)) などに合わせて、人口は増加を続け、この増加人口を収容するため、市街地は現在の都心部から同心円状に広がっていきました。

その状況の中、全国の都市で生じていた急激な人口集中に伴う住宅不足と住環境の悪化を背景として、旧都市計画法及び市街地建築物法が大正 8 年 (1919 年) に制定されました。札幌区では、これらの法整備を受け、法適用の準備機関ともいべき「札幌区臨時経画委員会」を設置し、将来人口や市域面積の推定、各種都市施設計画などの整理を行いました。

その後、大正 11 年 (1922 年) の市政施行を経て、大正 12 年 (1923 年) に札幌市も旧都市計画法が適用されることになり、

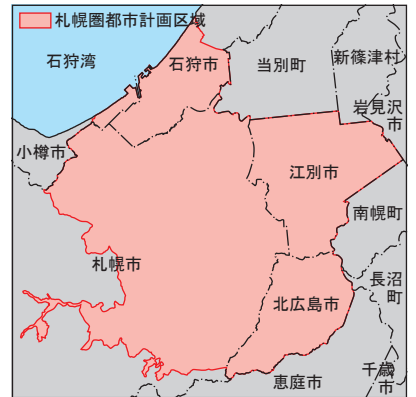


明治 6 年 (1873 年) 頃の札幌市街

## 札幌圏都市計画区域

平成 22 年 4 月 6 日決定

札幌圏都市計画区域には、札幌市のほか、江別市、北広島市、石狩市、小樽市の一部が含まれています。区域面積：約 97,769ha



札幌圏都市計画区域

札幌区臨時経画委員会の報告書に、さらなる検討を重ね、各種都市計画を内務省に内申しました。

こうした経緯を経て、昭和 2 年 (1927 年)、当時の札幌市に加えて、豊平町、白石村、札幌村、琴似村、藻岩村の 1 町 4 村の一部を含む都市計画区域が決定されました。それ以降、昭和 8 年 (1933 年) の用途地域の決定を皮切りに、市街地形成の骨格となる各種都市施設等が都市計画決定されました。

### ● 第二次大戦終結と「札幌総合都市計画」

戦後には、本州大企業の進出に伴う人口の急激な増加と周辺町村との合併による市域拡大が重なり、札幌の都市計画は、局部的な対応ではなく、根本的な再検討の必要性が高まってきました。そこで、札幌市では、昭和 30 年 (1955 年)、学識経験者等で構成される「札幌市都市計画協議会」を設立し、3 年余りの議論を経て、昭和 33 年 (1958 年) に「札幌総合都市計画」を策定しました。この計画は、市街地の無秩序な拡大 (スプロール) を未然に防止し、将来市街地を円形のみとまりとなるよう誘導するため、外周を緑地帯状の街路で囲み、これに合わせる形で街路網を配置するものでした。また、こ



現在の札幌市街 (平成 28 年 (2016 年) 撮影)

の計画では、想定した将来市街地の範囲に、概ね 1 万人単位の住区を設定し、各住区が備えるべきインフラや生活関連施設を計画的に配置していく住区構想を取り入れた点にも大きな特徴があります。

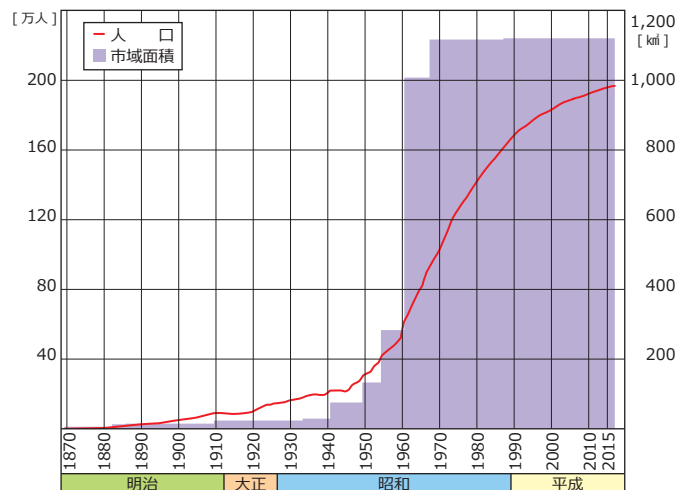
### ● 政令市への移行と計画的な拡大整備

昭和 47 年（1972 年）、札幌が政令指定都市へ移行したこの年には、冬季オリンピックが開催され、これに合わせて、地下鉄開通をはじめとした札幌の骨格基盤整備が飛躍的に進みました。また、その前年である昭和 46 年（1971 年）、札幌市では、初の総合計画となる「札幌市長期総合計画」（長総）を策定しました。長総では、市街地が拡大していく上で、都市機能の多くが都心に一極集中した状態で市民の生活を支えることは困難となることから、地域の中心核の形成を誘導する「多核心的都市形態」の考えを明記するとともに、「札幌総合都市計画」と同様に住区構想を取り入れました。さらに、この住区構想の具体的な実行計画として、「札幌市住区整備基本計画」を昭和 48 年（1973 年）に策定し、1 km 四方（100ha）を標準形とした住区を実際の市街地に即地的に当てはめて計画図化しました。以降、当計画に基づいて開発許可制度等を運用することにより、郊外部では道路・学校・公園が有機的に配置された良好な市街地形成が図られてきました。

### ● 計画的な拡大整備からの転換

戦後から一貫して急激な増加を続けてきた札幌の人口も、平成に入ると増加傾向は次第に緩やかとなっていきました。この状況を踏まえて、札幌市は都市づくりの新たな指針として「札幌市都市計画マスタープラン」（都市マス）を平成 16 年（2004 年）に策定しました。この都市マスでは、上記の人口増加の鈍化傾向に加え、策定時の市内の基礎的都市基盤がその後の人口増加を受け止めるだけの水準に達していたことを踏まえ、これ以上の市街地拡大の必要はないと判断し、「持続可能なコンパクト・シティへの再構築」を理念として掲げ、市街化区域の外延的拡大を抑制しつつ、内部充実型の都市づくりを目指すことを位置付けました。

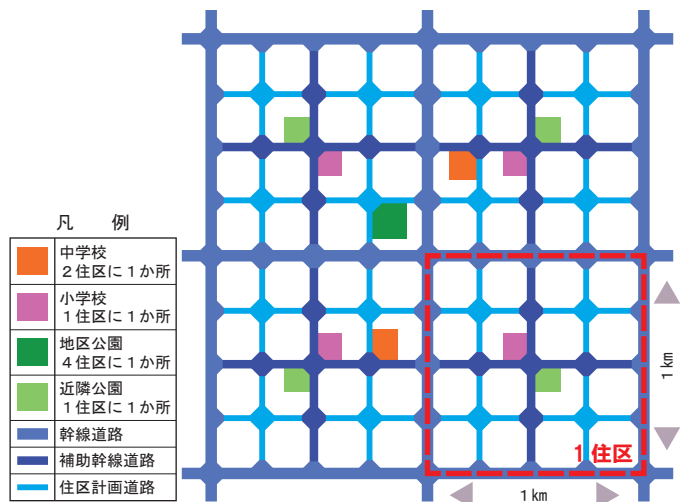
それから約 10 年が経過し、札幌の人口は減少局面に差し掛かることが確実視されるようになったことを受け、上記の都市マスを見直し、平成 28 年（2016 年）3 月、「第 2 次札幌市都市計画マスタープラン」を策定しました。



人口と市域面積の推移

札幌の都市づくりのあゆみ

年	内容
大正 11 年 (1922)	市制施行
12 年 (1923)	旧都市計画法適用
15 年 (1926)	市街地建築物法適用
昭和 2 年 (1927)	「札幌都市計画区域」決定
8 年 (1933)	用途地域 (3 種類) を指定
11 年 (1936)	都市計画街路を決定
19 年 (1944)	区画整理事業の計画を決定
26 年 (1951)	用途地域 (4 種類) を指定
30 年 (1955)	「札幌市都市計画協議会」設立
33 年 (1958)	「札幌総合都市計画」策定
44 年 (1969)	「札幌圏都市計画区域」決定
45 年 (1970)	市街化区域・市街化調整区域を決定
46 年 (1971)	「札幌市基本構想」「札幌市長期総合計画」策定
47 年 (1972)	政令指定都市に移行
48 年 (1973)	用途地域 (8 種類) を指定、「札幌市住区整備基本計画」策定
51 年 (1976)	「新札幌市長期総合計画」策定
58 年 (1983)	地区計画の初適用 (もみじ団地)
63 年 (1988)	「第 3 次札幌市長期総合計画」策定
平成 2 年 (1990)	再開発地区計画の初適用
8 年 (1996)	用途地域 (12 種類) を指定
12 年 (2000)	「第 4 次札幌市長期総合計画」策定、「札幌市都市計画審議会」設置
16 年 (2004)	「札幌市都市計画マスタープラン」策定
18 年 (2006)	「市街化調整区域の保全と活用の方針」策定
25 年 (2013)	「札幌市まちづくり戦略ビジョン」策定
28 年 (2016)	「第 2 次札幌市都市計画マスタープラン」「札幌市立地適正化計画」策定 「札幌市都市再開発方針」見直し (策定は昭和 60 年度)



住区整備基本計画の基本パターン

近隣町村との合併と市域面積の変遷

年月日	面積 [km <sup>2</sup> ]	内容
明治 4 (1871).12	5.492	札幌創建当初
15 (1882).2.8	13.472	三県分立当初
19 (1886).12.31	14.557	北海道庁設置時代、中島公園の区域編入
43 (1910).4.1	24.169	豊平町・白石村・札幌村・藻岩村の一部を編入 一部を琴似村へ分割
昭和 9 (1934).4.1	29.274	札幌村の一部編入
16 (1941).4.1	76.254	円山町と合併
25 (1950).4.1	76.657	札幌村の一部編入
25 (1950).7.1	133.168	白石村と合併
26 (1951).4.1	133.487	広島村の一部編入
30 (1955).3.1	287.666	琴似町・札幌村・篠路村と合併
30 (1955).4.1	286.666	江別市と交換分合
30 (1955).10.1	284.15	国土地理院の改測
36 (1961).5.1	1,008.67	豊平町と合併
42 (1967).3.1	1,117.98	手稲町と合併
48 (1973).12.1	1,118.01	小樽市の一部編入
63 (1988).10.1	1,121.18	国土地理院の改測
平成 3 (1991).4.1	1,121.12	国土地理院の境界修正
26 (2014).10.1	1,121.26	国土地理院の計測方法等の変更